

保険料控除証明書発行サービスについて

本サービスでは保険料控除証明書の電子データ(XMLファイル)をご取得いただけます。

● 保険料控除証明書発行サービス トップページ
URL <https://insurance-p-kojo.jp/akstnm/>

こちらから簡単にアクセスできます

● ご案内動画について
本サービスのご利用方法をご案内した動画をご用意しております。本サービストップページに掲載のボタンよりご確認ください。
(動画イメージ)

保険料控除証明書発行サービス

「動画をこちらから、緑色のボタンをクリックすると動画を視聴いただけます。」

保険料控除証明書の見方

この面を折り返すと、裏面のご説明事項と控除証明書をあわせてご覧いただけます。

あわせてご確認ください

● 控除証明書

● 説明事項

● 控除証明書

お知らせ
ご契約内容に変更がございましたら、お手数ですが、あて先記載のお問い合わせ先にご連絡ください。
※ 用紙により漏れている場合は、十分乾かしてからはがしてください。

OPEN

ご使用はがき

OPEN

● 保険料控除証明書の電子データ取得方法のご案内
操作方法の詳細は裏面でご案内の「ご案内動画」にてご説明しております。あわせてご視聴ください。

- 1 保険料控除証明書発行サービスを初めてご利用いただく際には、「ユーザーID」の新規登録が必要です。登録時には保険料控除証明書または保険証券などの証券番号がわかる書類をお手元にご用意ください。
- 2 ご登録いただいたメールアドレスへ「ユーザーID」と「初期パスワード」をお送りいたします。ご確認のうえ、本サービスへログインしてください。
- 3 ログイン後、マイページから保険料控除証明書電子データのダウンロードを行ってください。

● 電子データ取得後のご利用イメージ
ご利用方法の詳細は国税庁のホームページをご確認ください。
「保険料控除証明書発行サービス」で電子データをダウンロードする

電子データで申告する場合 印刷して申告する場合

年末調整 確定申告[e-Taxをご利用の場合] 年末調整・確定申告

お客さまのご勤務先が指定する所定の方法で提出します。(※)

電子データを添付し、オンラインで提出します。

国税庁ホームページに掲載されている「QRコード」証明書を作成システムを利用し、印刷のうえ提出します。

※ 年末調整については、お客さまのご勤務先が電子データの提出に対応している場合に限られます。事前にご確認のうえご提出ください。

● ご注意
「保険料控除証明書発行サービス」は、本サービスをご利用いただくには、必ず「地震保険料控除制度の概要」および「証明書の取得方法」をご確認ください。
<https://www.sompo.or.jp/news/caution/kyu.html>

◆◆◆◆◆< 保険の対象の所在地 >◆◆◆◆◆

D6451 6UATNRK4X0000001#

令和5年分 地震保険料控除証明書

証券番号: 様
ご契約者名:

払込方法	一時払
控除対象	地震保険料
保険の種類	地震保険
保険の対象	家財
保険期間	令和2年12月19日から 2年間(地震保険)
控除対象保険料	465円
備考	上記保険料は、所得税法第七十七條第一項に規定する地震保険料に該当するものです。 一時払分保険料: 465円 満期返戻金: 無

控除対象となる保険料は上記のとおりであることを証明いたします。
令和5年9月1日 東京都新宿区西新宿1丁目2番6号

損害保険ジャパン株式会社

- 〈ご注意〉
- ・ 控除対象保険料の欄には建費等控除対象外の保険料を除いた額を記載しているため、証券に記載の保険料と異なる場合があります。
 - ・ 控除対象保険料の欄には本年8月末時点のご契約内容に基づき、本年1月1日から12月31日までの支払額(予定)保険料を表示しております。
 - ・ 一時払や前払でお支払いの(予定)保険料については、控除対象保険料に、控除対象となる保険料を保険期間(払込期間)等で按分した金額を表示しています。
 - ・ 備考欄には一分分保険料を表示しています。
 - ・ 本年9月以降に契約内容の変更手続きをされた場合は、控除対象となる保険料が変更となる場合があります。
 - ・ 1年未満の保険期間は切り下げ表示をしています。
例) 地震保険期間5か月: 0年間、地震保険期間2年6か月: 2年間

料金後納郵便

001-0010
東京都

様

D6451 6UATNRK4X0000001#

保険料控除証明書のご案内

損害保険ジャパン株式会社

「年末調整」または「確定申告」の際に必要となりますので、大切に保管してください。
左下よりゆくりとはがしてご確認ください。

(差出人) SOMPOホールディングス株式会社
〒100-8339 東京都新宿区西新宿1-26-1
(返送先) SOMPOホールディングス株式会社
〒100-8692 日本郵便株式会社郵便局郵便私書箱第937号

お問い合わせ先

● 取扱店 ● TEL:

● お問い合わせ専用デスク ● TEL: 0120-707-811

● 開設期間: 10月11日～3月29日 平日9～17時
休業: 土・日・祝日・12月31日～1月3日

● 当社営業店 ● TEL:

OPEN

平素よりご愛顧いただき、誠にありがとうございます。
「保険料控除証明書」をお送りいたします。「年末調整」または「確定申告」の際に必要となりますので、大切に保管してください。
※ 「地震保険料控除制度の概要」の「対象となるご契約」に該当しない場合、本証明書はご使用になりません。本証明書をご使用の際は、必ず「地震保険料控除制度の概要」および「証明書の取得方法」をご確認ください。

地震保険料控除制度の概要

< 対象となるご契約 >

- 1 地震保険契約
地震・噴火・津波による居住用財産(※1)の火災、損壊、埋没または流失によって生じた損害を補償する地震保険のご契約
※1 保険契約者ご自身もしくは保険契約者と生計を共にされる配偶者・その他の親族が所有し、常時その住居として使用される建物またはこれらの方が所有する家財が対象となります。
- 2 経過措置が適用される長期損害保険契約
地震保険でない長期損害保険契約(年金払積立傷害保険・積立傷害保険・積立火災保険等)のうち、以下のすべてを満たしているご契約
● 保険期間の開始日が平成18年12月31日以前のご契約
● 保険期間が10年以上で、満期返戻金がある積立保険のご契約
● 平成19年1月1日以降、保険料の変更を伴うご契約内容の変更手続きがないご契約(※2)(※3)
※2 地震保険部分の保険料変更(地震保険の中途セット(付帯)を含む)は当該「変更」には該当しません。
※3 保険料の変更を伴うご契約内容の変更手続きがある場合は、その年の1月1日にかき、経過措置の対象外となります。

保険料控除証明書の詳細につきましては、あて名面に記載のお問い合わせ先までお問い合わせいただくか、保険会社ホームページをご覧ください。
<http://web.sompo-japan.jp/ko>

< 地震保険料控除の適用限度額 >

	①地震保険料	②長期損害保険料(経過措置)
所得税(国庫)	年間 50,000円限度 (保険料全額)	年間15,000円限度 年間の支払保険料合計額の控除額 ・ 10,000円まで → 保険料全額 ・ 10,000円超20,000円まで → 保険料の1/2+5,000円 ・ 20,000円超 → 一律15,000円
個人 住民税 (地方)	年間 25,000円限度 (保険料の1/2)	年間10,000円限度 年間の支払保険料合計額の控除額 ・ 5,000円まで → 保険料全額 ・ 5,000円超15,000円まで → 保険料の1/2+2,500円 ・ 15,000円超 → 一律10,000円

①地震保険料と②長期損害保険料(経過措置)をそれぞれ別契約でお支払いの場合は、両方を合わせて、年間所得税50,000円、住民税25,000円が限度となります。所得控除額の計算方法の詳細や、地震保険料控除の申告に際しての記入要領等の詳細については所轄の税務署にお問い合わせください。

< 地震保険料控除の申告に際してのご注意 >

- ・ 保険の対象が使用住宅(1つの建物内で住宅に使用している部分と店舗等に使用している部分がある建物)の場合、次の計算式によって計算される額が控除の対象となります。

$$\left[\frac{\text{建物の地震保険料} \times \text{住居部分の床面積}}{\text{建物の床面積}} + \text{家財の地震保険料} \right] \times \text{本年の支払戻率}$$
 (※ 戻率: 令和5年度は0.90)
- ・ 住宅に使用している部分が建物の床面積の90%以上の場合には、建物についてお支払いの地震保険料全額を控除の対象とすることができます。
- ・ 保険料控除証明書に記載の控除対象保険料は、保険の対象が使用住宅の場合でも、上記計算額を超過して表示しております。
- ・ 一つの契約で、地震保険料と長期損害保険料(経過措置)の双方に該当する場合、どちらか一方を選択して申告してください。
- ・ 複数のご契約がある場合は、それぞれの契約ごとに計算した控除対象保険料を合算して申告することが可能です。
- ・ ご契約者が法人の場合や保険の対象が常時住宅として使用されていない建物の場合は、本証明書はご使用になりません。